

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（訪問看護・介護予防訪問看護）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

※加算や再開に係る届出においては、必要に応じて、運営規程の新旧対象表(参考様式18)、運営規程、変更届出書(第4号様式)を提出してください △印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

※随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいごネットをご確認ください ●印は、加算を取る場合に必要となる書類（加算を取り下げの場合は不要）

変更があった事項	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算				休止	再開	廃止
	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	等事業所又は施設の建物の構造・専用区画	管理者に関する変更	事業所の名称	事業所の所在地（区内移転）	営業日・営業時間	従業員の増減	利用料の変更	通常の実施地域	（定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携（介護のみ））	（緊急時管理体制作業加算）	（特別管理体制強化加算）	（介護体制強化加算Ⅰ・Ⅱ）	サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ			
提出書類							☆1	☆2										☆3	☆3
変更届出書（第4号様式）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
法人の登記事項証明書 ※3ヶ月以内に発行された原本	○																		
【代表者変更の場合】 誓約書（参考様式1、別紙（1～9の該当分））	○注1																		
代表者（又は管理者）情報（参考様式3）	△				○														
事業所一覧（参考様式19）	○	○																	
運営規程の新旧対照表（参考様式18）	△				△	○	○	○	○	○	○	○	△						
運営規程	△				△	○	○	○	○	○	○	△							
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式9-1） ※4週間分					○注2 注3			○	○			●							○
資格者証の写し ※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍抄本等の写しなど確認ができる書類を添付					○			○											
事業所平面図 ※専用区画変更の場合は変更前も添付				○			○												
主要な場所の写真（参考様式5）				○			○												
賃貸借契約書の写し または 建物の登記事項証明書（法人あるいは自己所有の場合）※3ヶ月以内に発行された原本				○注4			○												
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式01）												△	○	○	○	○			
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算様式02） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載												△	○	○	○	○			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護と訪問看護の連携に係る届出書（参考様式52）												●							
連携に関する契約書の写し												●							
緊急時（介護予防）訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（加算参考様式22）													●						
看護体制強化加算に係る届出書（加算参考様式23）														●					
サービス提供体制強化加算に関する届出書（加算参考様式16-2）																●注5			
休止届出書（第6号様式）																		○	
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式21） ・職員の募集広告等																		○	
再開届出書（第5号様式）																			○
廃止届出書（第6号様式）																			○
・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式21） ・指定（更新）通知書の原本																			○
業務管理体制にかかわる届出書 ※名古屋市に届出している事業者のみ	○注6	○注6																	△注6

- ☆1) 事前相談が必要です。なお、区間移転（例：千種区から北区へなど）の場合、変更日は新規指定と同様、必ず毎月1日となります。（変更届の期日は、変更日の前々月の末日です。）区間移転の添付書類は、NAGOYAかいごネットの「区間移転チェックリスト」をご確認ください。
- ☆2) 運営規程の従業員の員数について、「○人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特例措置もあります。詳しくは、NAGOYAかいごネットをご覧ください。
- ☆3) 休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。また休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思がある場合に行う届出（最長6ヶ月）であり、状況によっては休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注 1) 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。
 注 2) 兼務関係の変更も届出が必要です。
 注 3) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
 注 4) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。
 注 5) サービス提供体制強化加算届出書の作成に当たっては、サービス提供体制強化加算計算書(届出書作成用)を必ず作成し、その内容を反映したものを提出してください。また、サービス提供体制強化加算の算定要件を満たすことが確認できる書類（資格証の写し等）を事業所で保管してください。なお、サービス提供体制強化加算計算書の作成に当たっては、NAGOYAかいごネットの「サービス提供体制強化加算および特定事業所加算における職員配置割合計算等の取り扱いについて」をご確認ください。
 注 6) NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。医療のみ指定の事業所は、業務管理体制の対象外です。

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。